

# **大竹市公立保育所等の今後のあり方**

平成27年5月

大竹市健康福祉部福祉課

## 目次

<b>第1章</b>	<b>これまでの公立保育所再編の基本方針</b>	<b>1</b>
1	基本的な考え方	1
2	取り組み状況	1
3	効果及び問題点	1
<b>第2章</b>	<b>公立保育所を取り巻く現状と課題</b>	<b>2</b>
1	児童数の状況	2
2	保育所の配置状況等	5
3	公立保育所の施設の状況	6
4	公立保育所の職員の状況	7
5	保育サービスの状況	8
6	保育所運営費の状況	9
7	国及び本市の保育施策の動向	9
<b>第3章</b>	<b>公立保育所の必要性</b>	<b>10</b>
1	公立保育所のあり方	10
2	公立保育所に求められる機能・役割（強み）	10
<b>第4章</b>	<b>公立保育所再編の今後の方向性</b>	<b>12</b>
1	基本方針等の見直しの趣旨	12
2	公立保育所の機能・役割の充実	12
3	再編・施設整備の必要性	13
4	再編・施設整備の方向性	13
5	具体的な推進施策	13

## **第1章 これまでの公立保育所再編の基本方針**

### **1 基本的な考え方**

平成15年4月に、「児童福祉施設再編の基本方針」及び「公立児童福祉施設の民営化について」（以下「基本方針等」という。）を策定しました。

基本方針等の基本的な考え方は、本市の厳しい財政状況のなか、保育所運営費の削減と保育サービスの更なる充実を図り、併せて将来の経営安定と保育サービスの水準を維持していくための手法として、公立保育所の統廃合・民営化を進めていくとしたものです。

具体的な取り組みとして、木野保育所及び二葉保育所を廃止対象施設とし、廃止後、本町保育所及びなかはま保育所の廃止を検討することとしました。さらに、さかえ保育所、大竹保育所及び立戸保育所については、将来的にはすべて民営化することとしました。

### **2 取り組み状況**

「基本方針等」に沿って、平成17年3月末に二葉保育所を廃止し、平成17年4月から社会福祉法人を指定管理者として、さかえ保育所を公設民営化し、平成20年4月に、委託先法人への土地の無償貸与及び施設等の無償譲渡により、民設民営に移行しました。

木野保育所については、平成19年4月から本町保育所の分園としましたが、現在まで休園としています。

他の公立保育所については、現時点では、統廃合・民営化に向けた具体的な取り組みを行っていない状況です。

### **3 効果及び問題点**

7か所あった公立保育所のうち、1か所を廃止、1か所を分園化、1か所を民設民営化し、現在のところ、本市では4か所の保育所を運営しています。

これまでの取り組みにより、保育事業費は平成15年度と平成25年度の比較で約92,000千円の削減が図られるとともに、障害児保育、乳児保育、一時預かり事業等の特別保育を含めた保育サービスの充実や、病児・病後児保育事業の実施、さかえ子育て支援センターの建設等、子育て支援サービスの拡充に努めてきました。

民設民営化したさかえ保育所については、通常保育に加えて、延長保育、乳児保育、障害児保育、一時預かり事業等の特別保育の実施など、保育サービスが適切に提供されている一方で、運営法人の不正経理問題が発覚し、民間法人に対する指導・監督者としての役割が行政に求められています。また、民間の法人である以上、撤退が絶対にならないとも言えないことから、行政による保育実施の保証が必要になります。

## 第2章 公立保育所を取り巻く現状と課題

### 1 児童数の状況

#### (1) 就学前児童数の推移

就学前児童数は、過去8年間に9.0%減少しています。その内訳をみると、1歳児の児童数が平成18年度から平成19年度にかけて57人減、2歳児の児童数が平成19年度から平成20年度にかけて51人減、3歳児の児童数が平成20年度から平成21年度にかけて55人減、5歳児の児童数が平成22年度から平成23年度にかけて50人減となるなど、各年齢で大幅に減少する年があり、全体的には減少傾向にあります。

小方ヶ丘やアクラス大竹をはじめ、市内各地で新規の宅地造成が続いていることなどもあり、児童数が増加に転じている年もみられますが、全国的な人口減少、少子化により、この傾向は今後も続く予想されます。

【表1】年齢別就学前児童数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

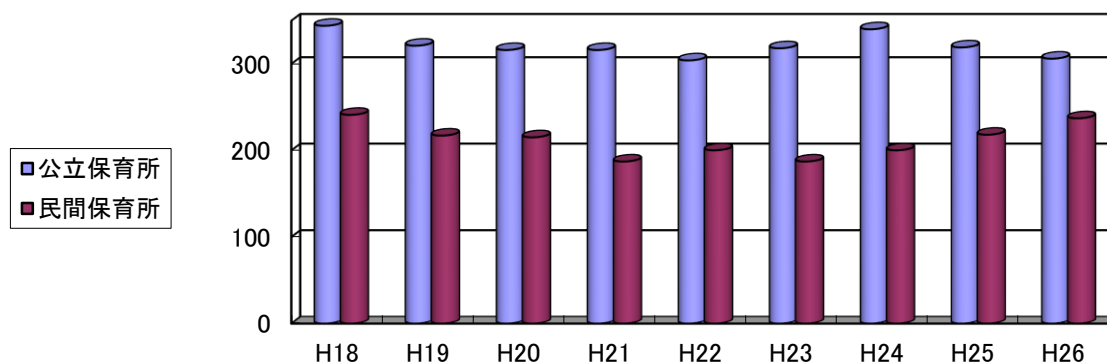
年齢別	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	189	206	201	212	193	187	195	199	199
1歳児	247	190	203	197	215	180	190	197	221
2歳児	220	240	189	212	191	213	190	188	205
3歳児	232	215	239	184	210	198	217	193	202
4歳児	247	223	221	237	189	198	200	216	197
5歳児	227	244	212	222	230	180	199	191	215
合計	1,362	1,318	1,265	1,264	1,228	1,156	1,191	1,184	1,239

## (2) 保育所入所児童数の推移

保育所入所児童数は、就学前児童数の減少により、過去8年間で7.6%減少しています。そのうち、公立保育所は11.0%、民間保育所は1.7%減少しています。

【表2】 保育所入所児童数の推移

(各年4月1日現在, 単位: 人)



※平成18年度及び19年度の民間保育所には、さかえ保育所分を含む。

平成26年4月1日現在における市内保育所の入所定員615人に対して、入所児童数は、539人で、入所率は、87.6%となっています。また、大竹地区の公立保育所1施設、玖波地区の民間保育所1施設において、入所児童数が定員を上回っています。

【表3】 保育所入所児童数

(平成26年4月1日現在, 単位: 人)

保育所名	地区	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	入所率 (%)
大竹保育所	大竹	90	3	10	14	26	17	27	97	107.8
本町保育所	大竹	80	-	3	5	19	15	25	67	83.8
木野保育所	大竹	10	本町保育所分園 (休園中)							
立戸保育所	小方	90	-	10	6	19	19	23	77	85.6
なかはま保育所	玖波	90	-	6	8	14	17	20	65	72.2
公立計(A)		360	3	29	33	78	68	95	306	85.0
さかえ保育所	大竹	150	3	25	22	31	39	19	139	92.7
玖波保育所	玖波	45	2	7	4	5	7	7	32	71.1
知恩保育園	玖波	60	0	10	7	13	15	17	62	103.3
民間計(B)		255	5	42	33	49	61	43	233	91.4
合計(A+B)		615	8	71	66	127	129	138	539	87.6

※広域保育として、他市の保育所に入所委託している児童を除く。

また、全国的な傾向としては、就学前児童数に対する保育所入所児童数の割合が増加傾向にあり、特に3歳未満児の保育所入所率が増加していますが、本市においても、入所率が減少した年度があるものの、全体としてはほぼ同様な傾向が見られます。

【表4】保育所入所児童数入所割合の推移 (各年4月1日現在, 単位: 人)

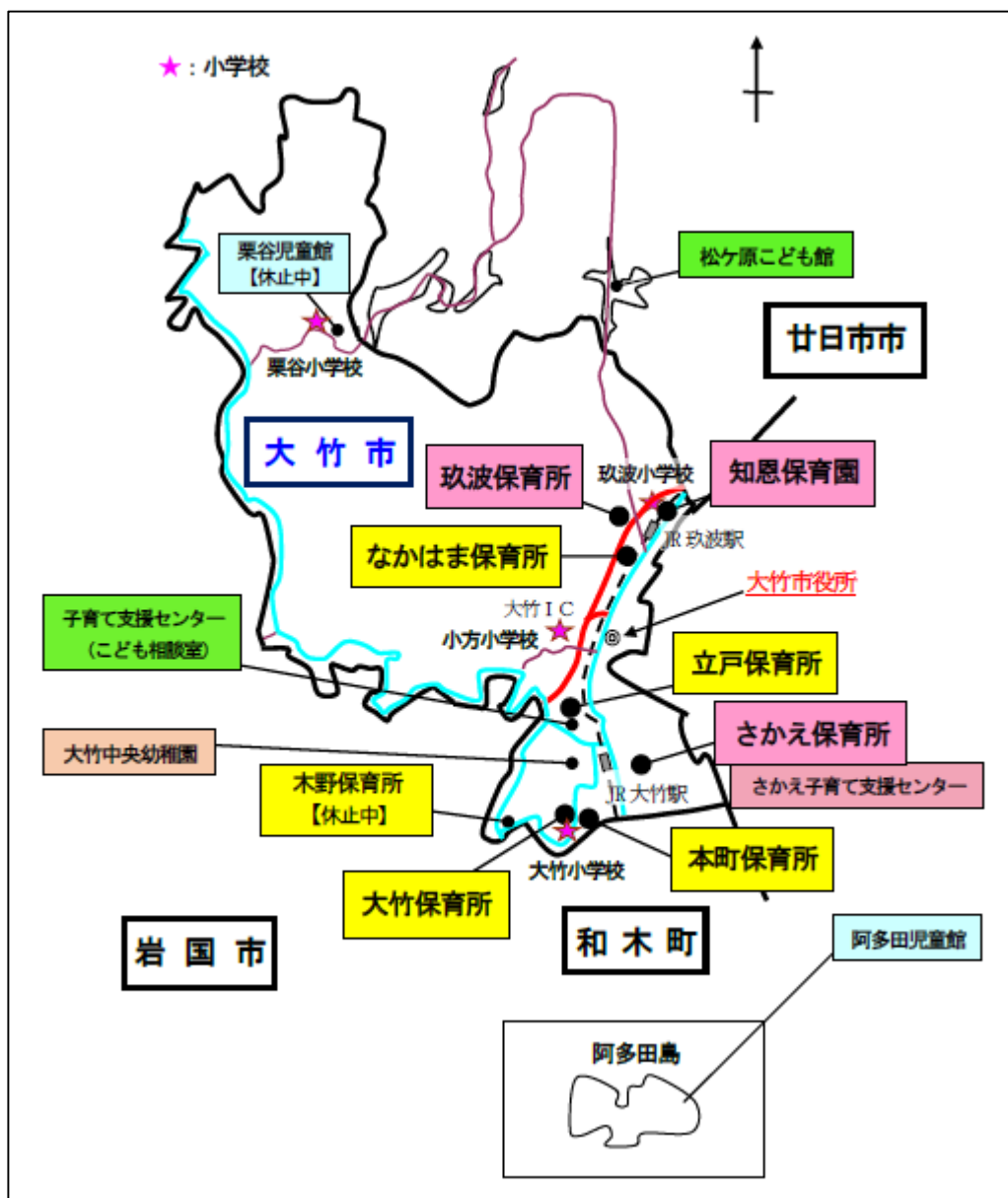
年令	区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	入所児童数	7	6	9	7	8	7	8	14	8
	児童数	189	206	201	212	193	187	195	199	199
	割合(%)	3.7	2.9	4.5	3.3	4.1	3.7	4.1	7.0	4.0
1歳児	入所児童数	55	33	47	39	41	50	50	47	74
	児童数	247	190	203	197	215	180	190	197	221
	割合(%)	22.3	17.4	23.2	19.8	19.1	27.8	26.3	23.9	33.5
2歳児	入所児童数	79	75	53	65	62	68	78	79	67
	児童数	220	240	189	212	191	213	190	188	205
	割合(%)	35.9	31.3	28.0	30.7	32.5	31.9	41.1	42.0	32.7
3歳児	入所児童数	129	129	148	100	136	130	131	126	127
	児童数	232	215	239	184	210	198	217	193	202
	割合(%)	55.6	60.0	61.9	54.3	64.8	65.7	60.4	65.3	62.9
4歳児	入所児童数	167	132	141	154	109	143	133	137	131
	児童数	247	223	221	237	189	198	200	216	197
	割合(%)	67.6	59.2	63.8	65.0	57.7	72.2	66.5	63.4	66.5
5歳児	入所児童数	153	166	135	141	153	110	144	134	138
	児童数	227	244	212	222	230	180	199	191	215
	割合(%)	67.4	68.0	63.7	63.5	66.5	61.1	72.4	70.2	64.2
合 計	入所児童数	590	541	533	506	509	508	544	537	545
	児童数	1,362	1,318	1,265	1,264	1,228	1,156	1,191	1,184	1,239
	割合(%)	43.3	41.0	42.1	40.0	41.4	43.9	45.7	45.4	44.0

## 2 保育所の配置状況等

市内の保育所施設の数は、平成26年4月1日現在で、公立保育所4施設（休園施設を除く）、民間保育所3施設となっています。

地区別では、大竹地区に公立保育所2施設（大竹保育所・本町保育所）、民間保育所1施設（さかえ保育所）の計3施設、小方地区に公立保育所1施設（立戸保育所）、玖波地区に公立保育所1施設（なかはま保育所）、私立保育所2施設（玖波保育所・知恩保育園）の計3施設となっています。

【図1】大竹市内の保育所施設等の配置状況（平成26年4月1日現在）



### 3 公立保育所の施設の状況

#### (1) 老朽化等の状況

旧耐震基準で建設された公立保育所（大竹保育所を除く3施設）について、平成22年度に実施した耐震診断では、すべての施設が必要な耐震性能を有していると評価されていますが、本町保育所及びなかはま保育所については、老朽化によるコンクリートの中酸化が進行しており、平成23年度に外壁落下防止の工事は実施したものの、各保育所の屋上防水シートの劣化による漏水や給排水設備、電気設備の修繕が頻繁に生じており、加えて、乳児保育専用の居室が無いことや、障害児保育のためのバリアフリー対応の構造となっていない等の課題があります。

建設後、約30年から40年が経過し、施設の老朽化が進行する中で、良好な保育環境及び児童・職員の安全を確保するためにも、改修・建替えの時期を具体化する必要があります。

【表5】公立保育所施設の概要

（平成26年4月1日現在）

保育所名	大竹保育所	本町保育所	木野保育所 (休園中)	立戸保育所	なかはま保育所
所在地	白石 1-14-15	本町 1-4-8	木野 1-9-32	立戸 3-4-10	玖波 4-3-15
事業開始	S23.9.1	S49.4.1	S26.9.1	S54.4.1	S48.4.19
設置主体	大竹市	大竹市	大竹市	大竹市	大竹市
認可定員	90	80	10	90	90
建築年月日	S60.3.25	S49.3.28	S41.1.8	S54.3.20	S48.4.16
構造	R C 2階建	R C 2階建	木造平屋建	R C 2階建	R C 2階建
延床面積	938.74 m <sup>2</sup>	917.57 m <sup>2</sup>	334.76 m <sup>2</sup>	1,027.90 m <sup>2</sup>	902.39 m <sup>2</sup>
室数	11	10	6	11	11
屋外遊戯場 面積	1,500.00 m <sup>2</sup>	550.26 m <sup>2</sup>	968.08 m <sup>2</sup>	477.30 m <sup>2</sup>	562.0 m <sup>2</sup>
敷地面積	2,556.52 m <sup>2</sup>	1,785.20 m <sup>2</sup>	1,550.41 m <sup>2</sup>	1,323.42 m <sup>2</sup>	2,017.98 m <sup>2</sup>
経過年数	29年	40年	48年3月	35年	41年

#### (2) 周辺環境の状況

本市の公立保育所は、全て住宅地域内に設置されており、敷地内に駐車スペースがないか、非常に少ない状況です。現在は、自家用車での送迎割合が最も高く、送迎時の車の事故の恐れや周辺道路が混雑することで周辺住民の生活環境への影響が懸念されます。



【表 6】 公立保育所における保護者の送迎手段の状況 (各年4月1日現在, 単位:%)

保育所名	平成 22 年				平成 27 年			
	徒歩	自転車	自家用車	計	徒歩	自転車	自家用車	計
大竹保育所	17.6	0.0	82.4	100.0	10.1	7.2	82.6	100.0
本町保育所	27.6	27.6	44.8	100.0	20.3	22.3	57.6	100.0
立戸保育所	15.5	5.9	78.6	100.0	13.3	1.7	85.0	100.0
なかはま保育所	20.3	8.1	71.6	100.0	6.1	0.0	93.9	100.0
公立保育所全体	20.1	10.0	69.9	100.0	12.7	8.0	79.3	100.0

#### 4 公立保育所の職員の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の公立保育所に勤務する職員の内訳は、正規職員 29 名、臨時職員 39 名（早出居残り勤務保育士、代替職員、一時預かり事業保育士を除く。）の合計 68 名で、職員の約 6 割が臨時職員となっています。内訳は、保育士の 57 名中 35 名が、給食調理員の 11 名中 4 名が臨時職員となっています。また、平成 30 年度末までに、正規職員 8 名が退職を迎える状況となっています。

こうした状況から、正規職員の保育士を平成 24 年度に 2 名、平成 25 年度に 1 名、平成 26 年度に 1 名、それぞれ採用しています。

【表 7】 保育所職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在, 単位:人)

保育所名		大竹保育所	本町保育所	立戸保育所	なかはま保育所	合 計
保育士	正規職員	6	6	5	5	22
	臨時職員	13	6	7	9	35
	計	19	12	12	14	57
給食調理員	正規職員	2	2	2	1	7
	臨時職員	1	1	1	1	4
	計	3	3	3	2	11
合 計	正規職員	8	8	7	6	29
	臨時職員	14	7	8	10	39
	計	22	15	15	16	68

※臨時職員の数には、早出居残り勤務保育士、一時預かり事業保育士及び代替職員除く。

## 5 保育サービスの状況

児童を取り巻く養育環境が大きく変化している中で、通常保育に加えて、公立・民間双方の保育所がそれぞれの特長を發揮しながら特別保育を実施し、保護者の多様化する保育ニーズに対応しています。

公立保育所では、平日の開所時間が、午前7時30分から午後6時までが2ヶ所、午前7時30分から午後6時30分までが2ヶ所となっています。公立保育所では延長保育を実施していませんが、民間保育所では、最長午後7時30分まで延長保育を実施しています。

0歳児を保育する乳児保育については、公立保育所では、大竹保育所のみで実施していますが、民間保育所ではすべての保育所で実施しています。

一時預かり事業については、公立保育所では、2ヶ所の保育所で実施していますが、民間保育所ではすべての保育所で実施しています。

障害児保育については、公立・民間を問わずすべての保育所で実施していますが、特に公立保育所では、積極的に障害児の受け入れを行い、こうした配慮を必要とする児童の約90%を公立保育所で受け入れています。また、保育に必要な場合には、保育士を加配して配置しています。

【表8】特別保育事業等の実施状況

(平成26年4月1日現在)

施設名	区分	開所時間 (延長保育時間)	利用 年齢	乳児 保育	一時 預かり	延長 保育	障害児 保育	園庭 開放
大竹保育所	公立	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~15:00	0歳~	有	—	—	有	有
本町保育所	公立	平日 7:30~18:00 土曜 7:30~15:00	1歳~	—	有 1歳~	—	有	有
立戸保育所	公立	平日 7:30~18:00 土曜 7:30~18:00	1歳~	—	有 1歳~	—	有	有
なかはま 保育所	公立	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~15:00	1歳~	—	—	—	有	有
さかえ保育所	民間	平日 7:15~18:15 (18:15~19:15) 土曜 7:15~18:15 (18:15~19:15)	0歳~	有	有 0歳~	有	有	有
玖波保育所	民間	平日 7:15~18:30 (18:30~19:30) 土曜 7:15~18:00	0歳~	有	有 1歳~	有	有	有
知恩保育園	民間	平日 7:30~18:00 (18:00~19:00) 土曜 7:30~18:00	0歳~	有	有 0歳~	有	有	有

## 6 保育所運営費の状況

公立保育所の運営費は、平成 16 年度からそれまでの公立保育所国庫負担金が、一般財源化により実質削減となり、本市の財政運営にも影響を及ぼしています。

民間保育所の運営費は、国が地域、年齢、定員区分ごとに定めた保育単価をベースに算出され、その財源は、国からの負担金・補助金、保護者からの保育料と市の一般財源から構成されています。

保育所運営費を公立と民間で比較すると、入所児童一人当たりの平均月額は、平成 25 年度決算で、公立保育所が 88,736 円であるのに対し、民間保育所は、73,671 円であり、公立保育所は民間保育所の約 1.2 倍の経費を要しています。これは、公立保育所の人件費総額が、民間保育所よりも高いということが主な要因です。

表 9 公立及び民間保育所運営費（平成 25 年度決算）（単位：円）

項目	公立保育所	民間保育所
児童一人当たり月額運営費	88,736	73,671

## 7 国及び本市の保育施策の動向

現在、国においては、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」との理念のもと、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大及び確保」「地域における子ども・子育て支援の充実」などを図る「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）を平成 27 年 4 月から開始しています。

新制度の開始にあたっては、市区町村において、乳幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっての方向性や数値目標などを定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされたことから、国の動向や子どもおよび子育て世帯を取り巻く本市の状況を踏まえ、今後の子育て施策の方向性を示した「大竹市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度。以下「子育て計画」といいます。）を平成 27 年 3 月に策定しています。

保育所の運営に当たっては、新制度の動向を注視しつつ、子育て計画の着実な推進という観点から進めていく必要があります。

## 第3章 公立保育所の必要性

### 1 公立保育所のあり方

これまで公立保育所は、その時々の保育需要に対応しながら、保育所の新設や定員の増減などにより、本市の保育事業において中心的な役割を担ってきました。

今後は、子育て計画が目指す将来像「子育てをしてみたいまち おおたけ」の実現のために公立保育所という資産を活かし、本市が目指す子育て支援の基幹施設として、主体的かつ積極的な保育行政を展開することが重要であると考えます。

### 2 公立保育所に求められる機能・役割（強み）

今後、公立・民間の保育所は、それぞれの特徴をより一層生かした機能・役割分担を行う必要があります。

公立保育所においては、行政機関としての連絡調整機能や充実した情報網、保育士の豊かな経験等を活用しながら、特に、次の機能・役割に重点を置き、公立としての強みを発揮していくことが求められます。

#### (1) 関係機関との幅広い連携

公立である特性を生かし、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健師、学校等の関係機関・関係部署との幅広い連携を構築しながら、育児不安や児童虐待防止などにも対応した、地域における子育て支援の基幹的な施設として、積極的な役割を果たしていきます。

#### (2) 配慮を必要とする児童の積極的な受け入れ

公立保育所では、障害児の受け入れを積極的に進め、また、アレルギー症児や福祉的ニーズの高い児童など、特に配慮が必要な児童に対して、加配保育士の配置など個々の状況に応じた保育を行っています。配慮を必要とする児童の保育については、民間保育所も実施していますが、こうした児童の受け入れは公立保育所がその特長を發揮できる分野であり、セーフティ・ネットとしての機能・役割を果たす観点からも、公立保育所が積極的に担っていきます。

#### (3) 多機能化の推進

多様化する保育ニーズに適切に的確に対応し、公立保育所が本市における子育て支援の基幹施設としての役割を効果的に發揮できるよう、可能な限り多機能化を推進します。

子育て支援センターの運営事業や一時預かり事業などにより、多様なサービスの拡充を図ることによって、在宅で子育てを行っている家庭や様々な就労形態にある家庭など、すべての子育て家庭を視野に入れた保育施策を展開します。

#### (4) 災害発生時の避難場所

公立保育所は、大規模災害発生時における被災者、特に子どもと保護者への支援施設としての機能も求められています。

#### (5) 地域のセーフティ・ネットとしての役割

児童福祉法に基づき、市町村には保育を行う義務があります。災害、その他不測の事態により、保育の実施が困難になった民間保育所等があった場合には、公立保育所が、セーフティ・ネットの役割を果たすことになります。

また、災害時あるいは緊急時には、公立保育所職員は、公務員としての責務を果たすことが求められます。

#### (6) 経験豊富な保育士の活用

これまで公立保育所の保育士が蓄積した豊かな知識と経験を、保育サービスの提供だけでなく、子育て支援の基幹施設として、保育所を利用していない子どもを含めた「すべての子どもと子育て家庭」に対する支援のために活用していくことが求められています。

## 第4章 公立保育所再編の今後の方向性

### 1 基本方針等の見直しの趣旨

平成15年に策定した基本方針等においては、多様化する利用者のニーズに柔軟に対応し、内容の充実を図るとともに、保育所の効率的な運営を実現し、運営経費の削減を目標としました。そのため、施設定員や施設配置を見直すことが必要と考え、保育所の統廃合を実施するとともに、すべての施設の譲渡を進め、民設民営化に移行することを目指しました。このことは、「保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、地方公共団体と民間法人では、その運営内容に基本的な違いはない」という考えに基づくものでした。

しかしながら、基本方針等の策定以降、少子化・核家族化の進行、家族類型の多様化、女性の社会参加の増加などに加えて、経済環境の悪化により、保育を取り巻く環境は日々大きく変化しています。また、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感が増大する中で、保育所には、これまで以上に多様な保育サービスの提供が新制度においても期待されていることから、公立・民間の保育所がそれぞれの特長をより一層発揮できるよう、その機能・役割を分担することで、効果的・効率的な保育施策を展開していく必要があります。

現在の公立保育所の施設は、耐震基準には適合していますが、各施設とも老朽化が進んでいる上、設備が古く保育ニーズの多様化に十分対応できない状況です。また、平成13年度以降、国の行財政改革の推進等に伴い、本市においても正規職員の保育士の採用を控えてきたことにより、臨時職員の比率が高まっており、安定的な保育の提供と災害等の緊急時の対応に不安な面があります。今後は、施設の老朽化や保育士の人材確保等の課題を解決し、良好な保育環境を確保することが必要です。

こうした状況を踏まえ、今後の公立保育所のあり方を含めて、より良い保育所運営を実現していくため、現在の「基本方針等」を見直し、新たに「大竹市公立保育所等の今後のあり方」（以下「新方針」という。）を策定するものです。

### 2 公立保育所の機能・役割の充実

公立保育所が本市の保育事業の中心的な役割を担ってきた一方で、民間保育所も運営法人の判断で、より柔軟な運営や迅速な対応が可能なことから、保護者のニーズに応じた法人独自の特色ある保育サービスの提供を行っています。今後も、民間保育所には、地域に愛され、地域の要望に応じた保育サービスの提供が、今以上に期待されていると考えています。

公立・民間双方の保育所が、それぞれの機能・役割を今以上に充実させ、連携・協力して保育ニーズに対応していくことで、本市全体の保育サービスの更なる向上が期待できるものと考えています。

こうしたことから、将来的に、保育サービスの提供をすべて民間保育所が担うとした現在の基本方針等を見直し、公立保育所としての一定規模の機能・役割を今後も維持していくこととします。

### 3 再編・施設整備の必要性

本市の保育所入所児童数は、本市の人口減少と相まって、特別な事情がない限り今後も減少が続いていくと予想されます。併せて、本市の厳しい財政状況のなかで、公立保育所としての機能・役割を維持しながら、ますます多様化する保育ニーズに適切に対応していくためには、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点で、公立保育所の再編・施設整備を進めていく必要があります。

### 4 再編・施設整備の方向性

#### (1) 施設の効率化

少子化が確実に進行する中、保育需要の見込み、保育サービスの内容、保護者の利便性、地域性、民間保育所の配置状況、本市の正規職員数と臨時職員数のバランス等を総合的に勘案し、効果的・効率的な保育所運営が可能となるよう、公立保育所の適切な配置を行います。

#### (2) 施設等の改善及び多機能化

保育所施設は、老朽化が進行していることに加えて、構造や設備の面も課題があるため、施設等の改善を図ります。併せて、本市における子育て支援の基幹施設として、多様な保育ニーズに対応可能となるよう施設の多機能化を図ります。

#### (3) 周辺環境への配慮

保育所の設置場所については、周辺環境に十分配慮します。特に、送迎時の車で周辺道路に混雑が生じることがないように、駐車スペースの確保に留意します。

### 5 具体的な推進施策

#### (1) 再編・施設整備計画の策定

今後、新方針に基づき、各公立保育所の施設整備の方法、時期、移設となった場合の新たな設置場所や施設の規模など、今後の保育所施設の具体的な方向性を定めた「公立保育所再編・施設整備計画（仮称）」を策定していきます。策定に当たっては、保育所の適切な配置等とともに、児童館や子育て支援センター等のあり方についても併せて検討します。

また、公立保育所建設費に対する国の補助制度が廃止されていることから、事業費や

その財源確保についても、併せて検討していくものとします。

## (2) 新制度及び子育て計画との関連

新制度の運用については、現在も不透明な状況も多いため、今後の国の動向や市内の民間保育所、民間幼稚園の認定こども園への移行状況にも注視しながら、推進施策等についても随時見直しを図っていきます。また、第五次大竹市総合計画後期計画や子育て計画との整合を図りながら進めていきます。





## 大竹市公立保育所等の今後のあり方

発行年月：平成27年5月

発行・編集：大竹市役所 健康福祉部 福祉課

〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号

T e l : 0 8 2 7 - 5 9 - 2 1 4 8

F a x : 0 8 2 7 - 5 7 - 7 1 8 5

E-mail : fukushi@city.otake.hiroshima.jp